

22生推第51号  
平成22年9月14日

各都道府県専修学校主管課長 殿  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
藤野 公



### 専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）

専修学校における留学生の適切な受入れの促進等については、従前より、御配意をいただいているところですが、このたび、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知（「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）にて別途通知しましたとおり、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、平成22年7月1日から施行されました。また、同通知では、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いを改め、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としています。

文部科学省としては、「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とした政府の目標（「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定））等も踏まえ、これらの措置を通じ、専修学校における留学生の受入れを更に促進していくこととしていますが、同時に、積極的な受入れの推進が不法残留等の増加につながることはないよう、各専修学校における留学生管理等についても一層の徹底を図る必要があると考えます。

ついては、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、専修学校における留学生管理等について、下記に留意の上、遺漏のないよう、所管の専修学校に対する御指導をお願いします。

#### 記

##### 1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

## (1) 入学者の募集・選抜について

### ① 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

### ② 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

#### ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

#### イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における6か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において1年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科(日本語に関する学科を除く。)の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験(N1若しくはN2レベル)又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験(試験科目「日本語」)などを活用することが望ましいこと。

#### ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

## (2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

### ① 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

#### ア 留学期間中の勉学に関する事

#### イ 日本における生活環境、日本の文化等に関する事

#### ウ 出入国管理に係る手続に関する事(例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど)

#### エ 法令の遵守に関する事

#### オ その他の注意事項

## ②母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

## (3) 留学期間中の在籍管理等について

### ①在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く。）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

### ②生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

#### ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

#### イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

（ア）風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

（イ）アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

（ウ）資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

#### ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

### ③日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

### (4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

## 2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究(平成21年11月11日生涯学習政策局長決定)」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする。

### 留学生の受入数に関する取扱いの方法例

#### (1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

#### (2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関(日本語学科)又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

#### (3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

##### ① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ウ 在籍管理の実績
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数
- ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

《参考資料》

- ① 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」【抜粋】
- ② 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧
- ③ 総入学定員の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係

TEL 03-5253-4111(内線：2939)

E-Mail syosensy@mext.go.jp

**「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」**

(平成22年6月18日閣議決定)

【抜粋】

**第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果****フロンティアの開拓による成長****(3) アジア経済戦略****【2020年までの目標】**

『アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『「アジアの所得倍増」を通じた成長機会の拡大』

**～「架け橋国家」として成長する国・日本～**

※前 略

(アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増)

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学、科学・技術、文化、スポーツ、青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

※後 略

## 成長を支えるプラットフォーム

### (6) 雇用・人材戦略

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

#### 【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』、『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』、『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』、『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

※前 略

(質の高い教育による厚い人材層)

成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本、世界を支える人材となるよう育てていく。

このため、初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。その結果、国際的な学習到達度調査において日本が世界トップレベルの順位となることを目指す。

また、高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、外国人学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

## フロンティアの開拓による成長

### Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

#### **8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大**

我が国の教育機関・企業を、積極的に海外との交流を求め、又は国内のグローバル化に対応する人材を生み出す場とするため、外国語教育や外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化を支援するほか、外国大学との単位相互認定の拡大や、外国人教職員・外国人学生の戦略的受入れの促進、外国人学生の日系企業への就職支援等を進める。一方、日本人学生等の留学・研修への支援等海外経験を増やすための取組についても強化する。

さらに、優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する。また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない専門・技術人材についても、ポイント制を活用することなどにより入国管理上の要件を見直し、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、海外人材受入れ制度を検討し、結論を得る。

これらの施策を通じ、海外人材の我が国における集積を拡大することにより、在留高度外国人材の倍増を目指す。また、我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人、質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す。

あわせて、海外の現地人材の育成も官民が協力して進める。

III アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～

早期実施事項  
(2010年度に実施する事項)

2011年度に  
実施すべき事項

2013年度までに  
実施すべき事項

2020年までに  
実現すべき成果目標

大学間単位互換の推進

・在留資格「留学」と「就学」一本化  
・留学生資格外活動許可の見直し

外国人学生の卒業後の就職支援のための手続きの一層の簡素化

専門学校への留学支援

ヒト・モノ・カネの流れ倍増  
(アジアの成長を取り込むための改革の推進)

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～

早期実施事項  
(2010年度に実施する事項)

2011年度に  
実施すべき事項

2013年度までに  
実施すべき事項

2020年までに  
実現すべき成果目標

5 世界と日本を支える人材を生み出す高等教育

・大学教育のグローバル化と英語・中国語等の外国語教育の強化  
・日本人学生等の海外交流促進と外国人学生の戦略的獲得  
・国際化対応ビジネス人材の育成

大学の外国語教育・国際化の取組への支援と拠点形成、外国大学との大学間交流や相互単位認定の拡大  
・大学生・高校生の海外交流支援の強化、外国人教職員・学生の戦略的受入れの促進  
・TOEFL/TOEICの活用、外国人学生の日系企業就職支援、企業等におけるグローバル人材の育成・登用の強化

世界の上位校の増加  
質の高い外国人学生30万人の受入れ  
日本人学生等30万人の海外交流  
日本企業のマネジメント層の国際経験を、東アジアトップレベルに引上げ

チャレンジし続ける日本人の育成

## 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧

文書名	日付	文書番号	文書名義者
就職活動を目的とする在留資格の取扱いについて (通知)	平成18年4 月28日	18 高学支 第8号	文部科学省生涯学習 政策局生涯学習推進 課長・高等教育局学 生支援課長
外国人留学生の適切な受入れについて (通知)	平成17年1 月31日	16 高学支 第113号	文部科学省高等教 育局学生支援課長
外国人留学生及び就学生の受入れの円滑な推進に ついて (通知)	平成14年6 月28日	14 高留学 第35号	文部科学省高等教 育局留学生課長
専修学校等の新規校(受入れ再開校を含む)に係る 在籍管理能力の判定について (通知)	平成13年 11月30日	13 高留学 第85号	文部科学省高等教 育局留学生課長
今後の留学生及び就学生の入国在留審査方針につ いて (通知)	平成12年1 月24日	12 学留第2 号	文部省学術国際局留 学生課長
大学入学のための準備教育課程の指定について (通知)	平成11年 11月15日	文高大第 416号	文部省高等教育局 長・学術国際局長
出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部改正 について (通知)	平成11年9 月30日	11 学留第 70号	文部省学術国際局国 際企画課長・国際学 術課長・留学生課長
大学入学のための準備教育課程の指定の拡大につ いて (通知)	平成11年9 月8日	文学留第 358号	文部省生涯学習局 長・高等教育局長・ 学術国際局長
外国人留学生の受入れ体制の整備充実について (通知)	平成11年6 月11日	文学留第 145号	文部省学術国際局長
外国人留学生の資格外活動許可の取扱いの見直し 等について (通知)	平成10年8 月1日	文学留第 267号	文部省学術国際局 長・生涯学習局長
留学生交流の推進について (通知)	平成9年10 月8日	文学留第 145号	文部省学術国際局長
専修学校の専門課程を卒業した留学生等の本邦に おける就職等について (通知)	平成9年7 月31日	9 学留第49 号	文部省生涯学習局生 涯学習振興課長・学 術国際局留学生課長
出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に ついて (通知)	平成9年1 月27日	9 学留第1 号	文部省学術国際局留 学生課長
外国人留学生の入学手続時における学生納付金の 取扱いについて (通知)	平成3年5 月14日	文学留第 150号	文部省学術国際局 長・高等教育局長
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等 の受入れについて (通知)	平成2年6 月29日	文学留第 168号	文部省学術国際局 長・生涯学習局長・ 初等中等教育局長

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例
--------------------------------------

〔様式例〕

申出日 平成 年 月 日

都道府県知事 殿  
都道府県教育委員会

学校設置者名  
代表者氏名 印

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出書

本校における留学生の入学募集に当たっては、今後、総入学定員数の2分の1をこえる留学生を受け入れることとします。ついては、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行い、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定であるので、このことについて、申し出ます。

申出に当たって、下記の事項について報告します。

記

## ＜学校名＞

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

## 【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)

※ 地方入国管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

**【イ. 総入学定員数・留学生の受入予定数】**

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

- \*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)
- \*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数
- \*3:小数点以下は切り捨てること。

**【ウ. 在籍管理の実績】**

**①地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績**

		平成 年	平成 年	平成 年	平成 年
判定	日本語教育機関等関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校

- ※ 過去4年分の判定結果(受入れ予定年度の前年に受けた判定結果、及びその直前3年分の判定結果)について記載すること。なお、これらの年のうちに、判定を受けていない年がある場合は、その分の記載は不要であること。
- ※ 各年について、日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。
- ※ 判定結果について通知した地方入国管理局等の通知文書を添付すること。

**②その他在籍管理の実績等に関する事項**

**【エ. 留学生受入れのための組織体制】**

**①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況**

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

**②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項**

- ※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

**【オ. その他特記事項】**

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日 学校代表者署名

# [様式例]

報告日 平成 年 月 日

都道府県知事 殿  
都道府県教育委員会

学校設置者名  
代表者氏名 印

## 総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する定期報告書

[平成 年 {5月  
11月} 現在]

平成〇〇年〇月〇日付けで申し出た標記のことに関し、受入状況等を下記のとおり報告します。

### 記

#### <学校名>

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住所) (電話)

#### 【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
.	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
.	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)

※ 地方入国管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

【イ. 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数】

[当該年度]

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

[次年度]

総入学定員数	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数	名

\*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)

\*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

\*3:小数点以下は切り捨てること。

【ウ. 在籍管理の実績】

①退学者・除籍者・所在不明者等の状況

時 期	内 訳
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名

※ 5月現在の報告にあつては、前年11月～当該年4月における退学者等の状況を記載すること。

11月現在の報告にあつては、当該年5月～10月における退学者等の状況を記載すること。

※ 各月について地方入国管理局等に提出した「退学者等名簿(留学)」を添付すること。

《11月現在の報告》

②地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績

		平成 年
判 定	日本語教育機関等関係	適正校 ・ 非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校 ・ 非適正校

※ 11月現在の報告に際しては、当該年に受けた地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定結果を報告すること。ただし、報告時点まで地方入国管理局等からの判定が通知されていない場合には、通知を受けた後、すみやかに報告すること。

※ 日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。

【エ. 留学生受入れのための組織体制】

①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であつて留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教員の数(日本語教育機関以外)	名

②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項

--

※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

【オ. その他特記事項】

--

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日 学校代表者署名

---